

◆ 不動産取得税（県税）の軽減制度について

下北地域県民局県税部からお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納付することができます。軽減制度には次のものがあります。

1 住宅の軽減制度

- (1) 新築（未使用の建売住宅等を含む。）で床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下である住宅（以下、特例適用住宅といいます。）を取得した場合、最高 1,200 万円（特例適用住宅であり、「認定長期優良住宅」を平成 21 年 6 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合は 1,300 万円）が価格から控除されます。
- (2) 次のすべての条件を満たす中古住宅（以下、耐震基準適合既存住宅といいます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高 1,200 万円が価格から控除されます。

※耐震基準適合既存住宅の条件

- ア 取得者が自ら居住するものであり、床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下であること
 - イ 次の a、b のいずれかに当てはまること
 - a 昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築されたものであること
 - b 昭和 56 年 1 月 31 日以前に新築されたものである場合には、新耐震基準に適合していることが取得日以前に証明されていること（※）
- ※ 新耐震基準に適合していない中古住宅を取得した場合であっても、一定の要件を満たすときには軽減される特例があります。詳細は県税部にお問い合わせください。

2 住宅用土地の軽減制度

次の（1）～（3）のいずれかに当たる場合は、法律で定める金額が税額から減額されます。

- (1) 土地を取得した日から 3 年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築した場合
- (2) 土地を取得した日前 1 年の期間内に、その土地の上に特例適用住宅を取得していた場合
- (3) 土地を取得した日の前後 1 年以内に、その土地の上に自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要です。

<問合せ先> 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581（内線208）

自衛官採用試験のお知らせ



種 目	受 付 期 間	試 験 日
陸・海・空 自衛官候補生(男子)	26年12月8日(月) ～27年1月23日(金)	27年1月31日(土)



※自衛官候補生は、3か月の教育訓練を修了後、それぞれ2等陸・海・空士に任用されます。
受験資格：採用予定月（平成27年4月）の1日現在、18歳以上27歳未満

陸上自衛隊 高等工科学校生徒募集のお知らせ

- 《受付期間》 平成26年11月1日（土）から平成27年1月9日（金）まで（締切日必着）
- 《募集人員》 約260名
- 《応募資格》 平成27年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業（平成27年3月卒業見込みの者を含む。）
- 《第1次試験》 試験期日：平成27年1月24日（土） 試験場：海上自衛隊大湊地方總監部
第1次試験合格発表：平成27年1月30日（金）
- 《第2次試験》 試験期日：平成27年2月5日（木）から8日（日）までの間の指定する1日
試験場：第1次試験合格通知でお知らせします。

<問合せ・申込先> 自衛隊青森地方協力本部むつ地域事務所（TEL0175-22-7484）

今月号から、広報誌最後のページに掲載しているカレンダーのデザインが変わります。村主体の行事、体育館で開催される行事、健診や子育てに関する行事を合わせて掲載しています。少々文字が小さくなりますが、行事の詳しい情報等は広報誌内でもご案内していきますので、これからも「広報ひがしどおり」をよろしく願いいたします。